

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置のお知らせ

この制度は「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する、認定長期優良住宅を新築した場合、市に申告することにより新築住宅の固定資産税が減額できる制度です。

1 要件

次に掲げる全ての要件に該当する必要があります。

- ア 令和13年3月31日までに新築された住宅であること。
- イ 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること。
- ウ 併用住宅の場合、居住部分の床面積が50%以上あること。
- エ 住宅部分の床面積が、40㎡以上240㎡以下であること。

2 減額内容

減額措置の適用については、住宅1戸につき1回までです。

新築住宅の区分	減額期間	適用床面積	減額内容
一般の住宅（下記以外）	5年	1戸あたり 120㎡まで	新築住宅に係る固定資産税の2分の1を減額
3階建以上で耐火構造の住宅	7年		

3 申告手続き

新築された年の翌年1月31日までに、次に掲げる書類等を用意したうえで申告してください。

- ア 認定長期優良住宅に係る固定資産税減額申告書
- イ いわき市役所住まい政策課が発行した、長期優良住宅建築等計画の認定通知書等の写し

問い合わせ先：いわき市 財政部 資産税課 家屋係 0246(22)7432・7433